

それぞれの課題の特性を理解し、偏見や差別の解消に向けた教育・啓発を推進します。

生活困窮者

- 【課題】
- 当事者の多くが地域から孤立し、自らSOSを発することが困難。
 - 親から子どもへ連鎖する「貧困」を絶ち切る支援が必要。

- 【推進方針】
- 包括的支援の実施（就労・健康・生計・家族・今後の課題など）
 - 福祉・保健・税務・水道・住宅・労働・教育部門との連携支援

ホームレス

- 【課題】
- 絆（きずな）の再構築
 - 就労支援等、長期的な伴走型援助の必要性。

- 【推進方針】
- ホームレスに対する理解の推進
 - 自立を支援するための教育啓発・広報活動

北朝鮮当局による拉致被害者等

- 【課題】
- 幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠。

- 【推進方針】
- 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）における啓発活動
 - ホームページ等による広報活動

その他

- アイスの人々に対する偏見や差別
- 水俣病患者及びその家族に対する偏見や差別
- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別
- 性的搾取等を目的とした人身取引
- 被災者に対する風評被害や嫌がらせ など



推進体制等

本市の推進体制

基本指針に基づく人権教育・啓発の推進に当たっては、各個別の人権課題を所掌する部局だけではなく、全庁的な体制のもと総合的、計画的に取り組みます。また、三年に一度、基本指針に基づく実施計画を作成し、その実施状況を毎年、点検・評価し、結果を今後の施策に反映させます。

国及び県との連携

基本指針に基づく人権教育・啓発の効果的な推進を図るために、国及び県と緊密な連携と協力のもとに取り組めます。

関係団体等との連携

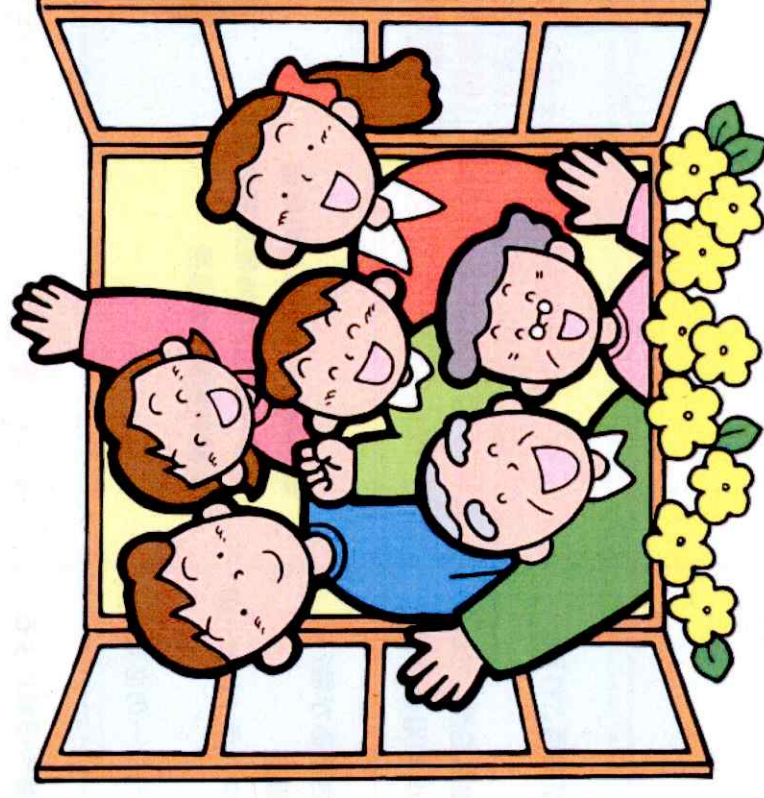
人権問題がますます複雑・多様化する中で、人権教育・啓発を総合的に推進するため、企業、民間団体等の実施主体の役割分担を踏まえた上で連携・協力し、人権教育・啓発の推進に努めます。

基本指針の見直し

人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会環境の変化等に適切に対応するため、各人権分野の有識者からなる「朝倉市人権教育・啓発懇話会」に意見を求め、必要に応じた見直しを行います。

人権教育・啓発基本指針（改定）

概要版



《改定の趣旨》

朝倉市では、2000（平成12）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、2009（平成21）年3月に人権教育及び人権啓発の基本的方向性を示す「朝倉市人権教育・啓発基本指針」を策定しました。その後、2016（平成28）年に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行され、2019（令和元）年12月には、「朝倉市部落差別を是しめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」を制定し、様々な人権課題の解消に向けて行政・市民・事業者等が一体となって各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、現実にはまだ社会生活の様々な場面で、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等に対する差別や偏見が見受けられます。また、インターネットを悪用した差別書込みやコロナ差別など、新たな人権侵害も発生しています。

こうした社会情勢の変化やこれまでの人権教育及び啓発の成果と課題を踏まえ、このたび、朝倉市人権教育・啓発基本指針の改定を行いました。

2022（令和4）年5月

人権教育・啓発の基本理念、基本方針及び基本姿勢

基本理念

“自分の人権を守り、他者の人権を尊重する地域社会をつくる”
(共生社会の実現)

基本方針

同和問題(部落差別)をはじめあらゆる人権問題の解決
すべての人々が共存できる人権尊重社会の実現
人権を侵害すると思われるような制度や慣習の改善

基本姿勢

人権問題を自分問題として捉え、その解消に向けて自ら考え、行動する
自分の人権と同様に他者の人権を尊重する
(人権の共存)

基本指針の性格

「日本国憲法」や「部落差別解消推進法」、「朝倉市部落差別を是めあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」に基づき、朝倉市の人権教育・啓発の基本的な方針を示すものです。

- ① 人権教育・啓発を総合的、計画的、効果的に推進するためのもの。
- ② 総合計画及び各個別計画との整合性をもって一体的に推進していくもの。
- ③ 住民意識調査等に基づき、中長期的な展望を見据えたもの。
- ④ 人権尊重社会の担い手は市民であり、市民・事業者・行政が連携、協働して実効性ある人権教育・啓発を推進するもの。
- ⑤ 「すべての行政施策は、人権施策である」という認識のもと、全庁的に推進するもの。

生涯を通じた、あらゆる場面における人権教育・啓発の推進方針

就学前

基本的な人権尊重の芽生えを育む

- 子育てに関する情報の提供
相談・支援体制の充実
- 地域社会との連携
人権尊重精神の普及・啓発
- 人権問題研修の充実 など

学校教育

自ら学び、自ら考える力や豊かな心など「生きる力」を育む

- 効果的な教育の実践及び情報収集・調査研究
- 社会教育との連携及び多様な体験活動の機会の充実
- 人権尊重理念に基づく学校運営
- 教職員の資質向上

社会教育

様々な人権問題の学習を深め、人権尊重の精神を育む

- 家庭教育に対する支援
- 学習プログラムの開発・提供
- 教材・資料等の充実
- 担当者・指導者の育成
- 学習機会の充実及び学校教育との連携

市民

自分の人権と他者の人権を等しく尊重する精神を育む

- 市民啓発活動の推進
- 地域に密着した啓発活動の推進
- 朝倉地区人権啓発情報センター機能の充実・強化
- 関係団体・機関との連携

企業等

自分の能力が発揮できて、生き生きと働ける職場づくり

- 企業啓発活動の推進
- 企業・事業所等研修会の支援
- 公正な採用選考の実現

特定職業従事者

市職員、教職員、保健・医療・福祉・介護関係者、マスコミ・メディア関係者等、人権に関わりの深い職業に従事する人に対して、積極的に研修を開催し、人権意識の高揚を図る。

感染症患者等

- HIV感染者等に対する差別や偏見
- ハンセン病回復者等の社会復帰
- 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見
- 感染症に対する正しい知識と理解の不足



- 市民に対する教育・啓発の推進
- 学校・地域における教育の充実
- 関係機関との連携
- プライバシー保護の徹底
- 相談・支援体制の充実

感染症患者等が不当な取り扱いを受けることがないよう、正しい知識の普及と差別や偏見をなくすため、生命の尊厳や人権尊重を基盤とした教育・啓発を推進します。

犯罪被害者等

- 犯罪やその後遺症による精神的・経済的被害、心身の不調
- 心ないうわさ、名誉棄損
- 相談支援体制の充実
- プライバシーの侵害等による二次的被害



- 教育啓発活動の推進
- 相談・支援体制の推進

犯罪被害者が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について理解が深まるよう、関係機関と連携し、啓発を実施します。

インターネットによる人権侵害

- 一旦、情報が掲載されると削除が困難
- 疑わしい情報も氾濫している
- インターネット利用者の低年齢化
- 差別的な書き込みが横行
- 情報格差の是正
- 個人の名誉やプライバシーの侵害
- メディアリテラシーの必要性

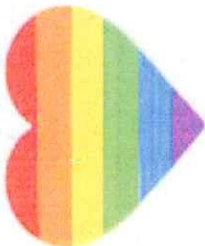


- 市民に対する啓発の推進
- 学校における情報教育の推進
- 関係機関との連携

インターネットの危険性を十分に認識し、プライバシーの保護に努め、法令、ルールやマナーを順守し、人権を侵害する情報や根拠のない情報をインターネット上に掲載することのないよう、教育・啓発を推進します。

性的少数者

- 周囲の無理解や誤解による偏見・差別
- 当事者が抱える孤独や生きづらさ
- 本人の了解なく行われる第三者への暴露(アウティング)



- 社会教育及び学校教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進
- 相談支援体制の整備

地域や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすための啓発を推進します。
また、学校においては、児童・生徒の心情に十分配慮し、児童・生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援及び相談体制の充実を図ります。